

平成27年度 病床機能報告制度 スケジュール

| 時 期 | 医療機関 | 都道府県 | 厚生労働省 |
|------------------------|--|--|--|
| 8月31日(月) | | ● 医療機関に対し病床機能報告制度の周知 | ● 厚生労働省 HP 上に病床機能報告制度専用ページ立上げ ※専用ページからダウンロードできるものは以下の通り ・報告マニュアル ・報告様式1・2 ・報告様式1・2記入要領 ・報告対象外医療機関等確認票・記入要領 ● 疑義照会窓口立上げ |
| 9月中 | ● インターネット環境がない又は紙レセプトによる診療報酬請求を行っている医療機関は紙媒体による報告を厚生労働省に登録 ● 報告対象外の医療機関は、その旨を厚生労働省へ報告 | | ● 希望のあった報告対象医療機関に紙媒体の報告様式を発送 |
| 10月1日(木)～ 10月30日(金) | ● 報告データの提出 ※提出方法は、以下のいずれかから医療機関ごとを選択 ① 電子ファイルを専用ページ上へアップ ② 電子記録媒体(CD-R等)の郵送 ③ 紙媒体の郵送 | | ● 厚生労働省においてNDBデータから医療機関ごとの医療内容に関する項目を調査票へ反映(確認用データ) |
| 10月31日(土) | 報告様式1・2の提出期限 | ● 報告状況の把握 | |
| 11月第3週 | ● 確認用データの内容確認 ※修正・追加がある場合は厚生労働省へ報告 | | ● 確認用データを報告対象医療機関へ発送 |
| 11月30日(月) まで | | | ● 未報告医療機関へ連絡 ● データ不備等のある医療機関へ修正依頼 |
| 12月11日(金) | 確認用データを修正・追加する場合の提出期限 | | |
| 12月18日(金) | | | ● 確認用データの確認結果を踏まえた集計結果を都道府県に提供 ※12月中旬までに提出されたデータを集計し、未報告医療機関リストとともに都道府県へ提供 |
| 12月18日～ 2月中旬 | | ● 都道府県が未報告医療機関への督促を行うことにより、全報告対象医療機関の報告完了 ※督促の結果報告されたデータは厚生労働省に提出 | |
| 2月中 | | ● 報告結果を順次公表 | ● 最終版の報告データを都道府県へ送付 ※10月31日以降に報告されたデータのうち、2月中旬頃までに提出されたものは最終版に反映 |

※厚生労働省の事務の一部は、委託業者であるみずほ情報総研株式会社が実施